

持続可能性向上支援補助金 (生産性向上設備)

文京区では、中小企業等経営強化法に基づく「先端設備等導入計画」を作成し、設備投資に取り組む中小企業を支援するため、先端設備の取得等に要する経費の一部を補助します。

1 補助対象経費

先端設備等導入計画に基づき、以下の設備を導入する際に要する経費（既に取得済みの設備については、対象となりません。）

- ①機械及び装置 ②器具及び備品 ③測定工具及び検査工具（電気又は電子を利用するものを含む。）
- ④建物附属設備 ⑤ソフトウェア

認定事例

製本設備・産業用デジタル印刷設備・切削設備・塗装設備・食品加工設備・業務用冷凍庫 等
※ただし、事業以外の用途への転用の可能性がある設備（パソコン、タブレット、事務用ソフトウェア（会計ソフトを含む）、プリンタ、Wi-Fi等）は対象になりません。設備が対象になるかどうかについては、事前に「9 お問い合わせ先」にご相談ください。

2 補助対象者

下記の①～③を全て満たす者

- ①区内中小企業者であって、かつ、申請の時ににおいて、区内で引き続き1年以上事業を営んでいるものであること。
- ②補助金の交付を申請する日までに納付すべき住民税及び事業税（個人事業者で事業税が非課税の場合にあっては、所得税）を完納していること。
- ③中小企業等経営強化法第52条第1項に規定する先端設備等導入計画を作成し、同条第4項の規定により区の認定を受けていること。

3 補助内容

先端設備等の購入、借用、運搬、設置、既存設備の撤去等に要する経費のうち以下のいずれか

- ①上記経費の3分の2の額かつ、上限50万円
（申請者がISO14001の認証を取得している場合は、上限100万円）
- ②先端設備等導入計画において、従業員に対し3%以上の賃上げ表明を行った場合、
上記経費の5分の4の額かつ、上限100万円

※②に関しては、次ページの「4 賃上げ表明について」をご一読ください。

※支給額は、①②とも1,000円未満の端数切り捨てとなります。

4 賃上げ表明について（補助率5分の4、上限100万円を申請する場合のみ）

申請年度（令和8年度）において、以下のいずれかを対象期間として、3%以上の賃上げ方針を策定の上、従業員に表明します。

- 令和7年度 ⇒ 令和8年度 3%賃上げ
- 令和8年度 ⇒ 令和9年度 3%賃上げ

「従業員への賃上げ方針を表明したことを証する書面」を区HPよりダウンロードし、従業員の代表者の署名（記名・押印）等の必要事項を記載の上、先端設備等導入計画の申請と併せてご提出ください。

※賃上げ表明の申請にあたっては、従業員として含める者（含めない者）のほか、給与等の範囲について詳細が記載されている、「先端設備等導入計画策定の手引き」の10ページを必ずお読みください。

5 申込受付（先着順）

上半期：令和8年 4月7日（火）午前 9時より先着順

下半期：令和8年10月1日（木）午前 9時より先着順

※1年度で申請できるのは、1事業者1回のみ。

※期間途中であっても、予定件数に達した時点で締め切ります。お申込みの際は、事前に経済課にご連絡をいただき、申込受付状況の確認をしてください。

6 申込書類

下記の必要書類を揃え、文京区経済課までお申し込みください。

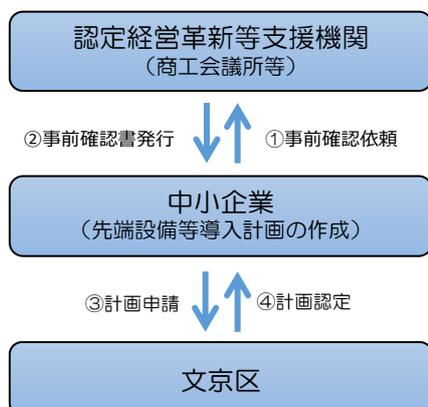
【必要書類】

- ① 交付申請書（別記様式第1号）
- ② 事業計画書（別紙1）
- ③ 事業予算書（別紙2）
- ④ 申請者が法人である場合は、法人登記簿謄本（発行から3月以内のもの）
- ⑤ 申請日が属する年度の前年度の住民税及び事業税（個人事業者で事業税が非課税である場合には、所得税）の納税証明書（発行から3月以内のもの）
- ⑥ 直近の所得税確定申告書及び青色申告決算書の写し（申請者が個人である場合に限る。）
- ⑦ 補助対象経費の内訳が確認できる見積書等の写し
- ⑧ 従業員への賃上げ方針を表明したことを証する書面
（補助率5分の4、上限100万円の補助を申請する場合に限る）
- ⑨ ISO14001に適合している旨の認証を取得していることが確認できる書類
（補助率3分の2、上限100万円とすることを希望する場合に限る。）

7 先端設備等導入計画の認定について

補助金の申請に先立ち、中小企業等経営強化法に規定する「先端設備等導入計画」を作成し、区の認定を受ける必要があります。

申請の流れ



先端設備等導入計画の主な要件

主な要件	内容
計画期間	計画認定から3年間～5年間
労働生産性	計画期間において、労働生産性が年平均3%以上向上すること 算定式：(営業利益+人件費+減価償却費)÷労働投入量
先端設備等の種類	労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される下記の設備 機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア
計画内容	<ul style="list-style-type: none"> ○先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるもの ○認定経営革新等支援機関において事前に確認を行った計画であること ○文京区の導入促進基本計画に適合するもの

◎申請方法の詳細は、以下の文京区 HP ページをご覧ください。

🔍 文京区 先端設備 🔍 検索



> <http://www.city.bunkyo.lg.jp/sangyo/chushokigyo/chusho/seisannseikouzyou.html>

◎文京区持続可能性向上支援補助金（省エネ設備）交付要綱（21文区経第935号）による補助金又は他の行政機関による同種の補助金等の交付を受けていないこと又は受ける予定がないこと。

◎既に取得済みの設備については、認定できません。

8 設備のリース、分割払いに当たっての注意事項

- (1) 申請時にリース、分割払いの詳細（契約内容、支払い回数、金額等）が分かる書類の写しをご提出ください。
- (2) 令和9年3月31日までに支払った経費が補助対象経費となります。
- (3) 実績報告の際には、リース、分割で支払った全ての領収書とその内訳書の写しが必要です。実績報告時にご提出いただく領収書の日付が令和9年3月31日を過ぎていた場合、補助対象経費とすることができませんのでご注意ください。
- (4) 支払にクレジットカードを利用される場合は、銀行口座からの引き落としを令和9年3月31日までに完了させてください。

9 問合せ先

文京区区民部経済課産業振興係（文京シビックセンター地下2階）
 文京区春日一丁目16番21号
 【TEL】03-5803-1173（直通） 【FAX】03-5803-1936

●「各種認証取得費等補助事業」のご案内

中小企業の海外進出支援及び経営基盤の強化を目的として、各種認証取得に係る経費を補助します。ぜひご活用ください。

補助対象者	文京区内に主たる事業所を有し、申請時において1年以上事業を営んでいる中小企業者
助成内容	各種 ISO、FDA 認証、CE マーク、NMPA 認証、MFDS 認証、エコアクション21 認証、エコステージ（ステージ2以上）認証の取得に要する経費 補助率 1/3（上限50万円）
	各種 ISO の更新、P マークの取得に要する経費 補助率 1/3（上限30万円）
	P マークの更新に要する経費 補助率 1/3（上限20万円）
補助対象	各種認証の取得 8年4月1日～10年2月28日の間に補助対象事業に支出した経費
	ISO、P マークの更新 8年4月1日～9年3月31日の間に補助対象事業に支出した経費
申請方法	区ホームページに掲載の申請書様式をダウンロードの上、必要書類とともに同課へ持参
募集期間	令和8年4月1日（水）から随時受付（先着順） ※ただし、年度途中でも予定件数に達した場合は、受付を締め切ることがあります。

※持続可能性向上支援補助金（生産性向上設備）の補助限度額引き上げの要件となる ISO14001 の認証取得・更新についても、「各種認証取得費等補助事業」の補助対象になります。